別表第五静岡県の項中「、駿東郡及び富士郡」を「及び駿東郡」に「、周智郡及び浜名郡」を「及び周智郡」に改める。

別表第五熊本県の項中「、鹿本郡」を削る。

別表第五宮崎県の項中「、宮崎郡」を削る。

別表第五鹿児島県の項中「伊佐市」の下に「、姶良市」を加える。

第四条　気象庁予報警報規程の一部を次のように改正する。

別表第四新潟県の項中「、三島郡及び北魚沼郡」を「及び三島郡」に改める。

別表第五新潟県の項中「、北魚沼郡」を削る。

別表第五山口県の項中「山口市（阿東生雲東分、阿東篠目、阿東生雲西分、阿東生雲中、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、阿東嘉年上及び阿東嘉年下に限る。）」及び「（山口県北部の区域を除く。）」を削る。

別表第五高知県の項中「高知県西部の区域を除く」を「佐川町、越知町及び日高村に限る」に、「中土佐町、檮原町及び四万十町に限る」を「高知県中部の区域を除く」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　平成二十二年三月二日

二　第二条の規定　平成二十二年三月二十二日

三　第三条の規定　平成二十二年三月二十三日

四　第四条の規定　平成二十二年三月三十一日

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の気象庁予報警報規程別表第四の規定は、平成二十二年三月二日の十三時以降に行う予報及び警報について適用し、同日十三時以前に行う予報及び警報については、なお従前の例による。

3　第四条の規定（別表第四の改正規定及び別表第五新潟県の項の改正規定を除く。）による改正後の気象庁予報警報規程別表第五の規定は、平成二十二年三月三十一日の十三時以降に行う予報及び警報について適用し、同日十三時以前に行う予報及び警報については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第六十八号

デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等についての一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等について（平成五年海上保安庁告示第百十四号）の一部を次のように改正する。

一の表鹿児島（第十管区海上保安本部）の項中「一七〇度」を「一五一度」に、「二三三度」を「二五二度」に、「北緯二八度二二分五四秒東経一二九度二九分四〇秒」を「北緯二八度二一分一二秒東経一二九度三〇分五五秒」に、「一〇〇海里」を「一五〇海里」に、「七三度」を「七一度」に、「三一九度」を「三三〇度」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

○東北地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月一日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　路線名　日本海沿岸東北自動車道

(二)　道路の区域

区間	敷地の幅員
大館市商人留字坂下三二番から秋田県鹿角郡小坂町小坂字田沢三二番四二まで	変更前　一三・七メートル 変更後　一三・七三キロメートル

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	敷地の幅員
酒田市豊里字落脇一四九番から同市豊里字堂脇二番一まで	変更前　二九・二〇〇メートル 変更後　二九・三〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	敷地の幅員
鶴岡市平京田字屋敷廻二〇五番七から同市平京田字屋敷廻二一三番一まで	変更前　三二・〇〇メートル 変更後　二六・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	敷地の幅員
山形県飽海郡遊佐町吹浦字三崎一番三地内	変更前　一五・〇〇メートル 変更後　一五・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所